

柏市立大津ヶ丘第二小学校 いじめ防止基本方針

1. いじめの防止（本校の基本理念）

我々、大津ヶ丘第二小学校教職員一同は、いじめ防止に向けて以下の誓いを立てます。

【その1】いじめの未然防止・早期発見・早期対応に、強い決意で取り組んでいきます。

*「いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである」ことを常に念頭に置き、教職員としての責任を自覚し、児童の尊厳を守り、また児童をいじめに向かわせないために、強い決意で取り組んでいきます。

【その2】いじめの未然防止に向けて、教職員としての能力の向上に努め、研修に励みます。

*児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、いじめを許さない学校・学級の風土を作ります。そのために、教職員の連携は言うまでもなく、個々の授業力・対応力の向上に励みます。

【その3】「1人も見捨てない」指導、人間関係作りを目指します。

*教科指導や諸活動において、学級・学年に応じた「目標」を明確に設定し、「みんなで一緒にやること」を前提に、「全員達成」を目指します。

2. いじめ未然防止の取り組み

- ・学校教育目標の周知（教職員へ、児童や保護者に対して）
- ・学級経営の充実
- ・生徒指導の機能を生かしたわかる授業の推進
 - *①共感的な人間関係がある ②自己存在感が持てる ③自己決定の場面がある
- ・道徳教育の充実
 - *「自分を大切にしたい」という心が、ほかの人を大切に思う心を育てる。
- ・相談体制の整備
- ・異学年及びペア学年活動の実施
- ・学校相互間の連携協力体制の整備
- ・インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策 → **情報モラル教育**
- ・人権意識の向上（子どもの人権保障、性別違和児童への理解と支援、外国籍児童へのケア 等）

3. 組織

「いじめ防止対策委員会」

(1) 構成メンバー（基本）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・人権教育担当・特別支援コーディネーター・養護教諭・学年1名（いじめに関連する担任）・スクールカウンセラー

*関係担任は児童及び保護者の意見を把握しておく。

(2) 開催日時

定期 → プロジェクト会議

臨時 → いじめ発見後、24時間以内

(3) 児童・保護者への啓発活動

- ・新入生説明会
- ・教育活動説明会
- ・懇談会（学級・全体）
- ・教育相談アンケートの実施（毎月）
- ・二小ちゃん週間（教育相談）（4月・9月・1月）
- ・個人面談（7月・12月）の実施

4. いじめの早期発見の取り組みについて

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて教育委員会、中学校や教育研究所などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 毎月の教育相談週間の実施

毎月「心のカード」を実施する。また、「心のカード」をもとに、一人一人の児童と直接話をし、思いをくみ取る。

アンケート等の保存期間は指導要録同様5年間校内で保管する。

(3) 行動観察・ノート

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノート（自主学习ノートの活用）などから、交友関係や悩みを把握したりする。

5. いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、**児童の心身の保護**を何よりも優先する。
- 速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策推進委員会を開き、対応を協議する。
- 事実関係を正確に把握し、加害者・被害者児童の家族へ事実の報告を行う。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行う児童への指導と関係児童との関係の修復、その保護者への助言を継続的に行う。
***いじめを行う児童の抱えている問題を見つけ、解決に努める。**
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために、必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、個のニーズに応じた学習方法の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を、関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
また、柏児童相談所とも連携を図る。

6. 重大事態の定義について

重大事態の定義

- | | |
|---|--|
| ア | いじめにより児童が自殺を企図した場合 |
| イ | いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合 |
| ウ | いじめにより児童が精神性の疾患を発症した場合 |
| エ | いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合 |
| オ | いじめにより児童が転学等を余儀なくされた場合 |
| カ | 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法」より) |